

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
平塚市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 平塚市の農業の基本的方向

本市は、神奈川県中央南部に位置している。首都50km圏という恵まれた立地条件を活かして、農業は水稻、施設野菜、施設花き、露地野菜、酪農、養豚、果樹を組み合わせた複合経営が中心となっている。

近年の農産物輸入の自由化、高齢化による担い手不足、消費者ニーズを受けた市場の変化などの厳しい農業環境に対応するために、市は、農地の流動化や農作業の受委託を促進し、耕種や畜産を中心に意欲的な農業者への農地の集積を進め経営規模の拡大を促す。また、主に施設園芸において、高収益性の作目・作型を担い手を中心に導入を促進する。そして、化学肥料や農薬の適正な使用、節減等に配慮した環境保全型農業を推進し、販売有利性の高い安全・良質な農産物の生産を図る。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とし農業振興地域整備計画や関係法令等に即し、引き続き秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 平塚市の農業構造の現状と見通し

本市の農業構造は、進む都市化現象に付随して兼業化・混住化が進み、農地の減少、他産業と農業との生産性の格差の増大などによる農業従事者の他産業への流出に伴い就農者の高齢化が進んでいる。また、土地利用型農業を中心とする農業後継者不足や設備の老朽化など農業振興上の問題もますます深刻化し、農業生産環境は厳しい状況におかれている。

こうした中、経営規模拡大志向農家の戸数は、離農者に比べ小規模ではあるが一定数を堅持し、全体から見ると割合的に増加傾向をしており、地域の農業における基盤となりつつある。

また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、経営規模拡大志向農家の離農などにより大規模農地の利用が停止し、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、土地所有者の不明などの付随する問題により、農地の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 平塚市農業の具体的経営指標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営を営む者の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する。

年間農業所得（1 個別経営体あたり 650～750 万円程度）

主たる従業者 1 人あたり約 550 万円、補助労働者 1～2 名を想定

年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 1,800～2,000 時間程度）

の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 農業経営を営む者への具体的支援措置

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営を営む者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が、農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、近隣の大磯町、二宮町とともに、湘南農業協同組合、各市町農業委員会、神奈川県農業技術センター等と十分なる相互の連携の下で効率的な指導を行うため、関係組織・団体が設定した区域ごとに基づき、地域の農業を持続可能にするため、包括的な意見集約により方向性を明確にする。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して効率的な指導体制を主体として営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の経営における連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権及び農地中間管理権の設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、全市的な土地利用調整を展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう農地中間管理事業を中心に推進体制を構築し努める。

水田農業等土地利用型農業が主である区域で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体等の区域の中心となる組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、湘南農業協同組合と連携を密にし、農地貸借の促進と、農作業受委託の促進が一体となって、農地中間管理事業の推進を行い意欲的な規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、神奈川県農業技術センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

同時に、既存の農業形態での維持が必要な農業者もいることから、資金調達力や取引信用力の向上、雇用労働力の円滑な確保を図るため、経営力の向上に資する育成・支援に係る情報の提供を緊密に行えるよう、先進・情報技術の活用を呼びかけ、農業のデジタル化の推進を図る土壌を形成する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、地域によって女性農業者の数にばらつきがあるため、一部の女性農業者の負担が増大しないように、新たに農業を始める女性の掘り起こしや育成を行うための周知、啓発活動を行う。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他定年帰農者等にも法その他の諸施策に基づき農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、平塚市農業委員会の行う利用権や農地中間管理事業の支援による農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体と協力し制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域計画」と整合が取られるよう推進する。

5 農業経営を営む者への支援体制

本市は、大磯町、二宮町及び湘南農業協同組合と共に組織する湘南地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導と、スマート農業の技術や多彩な情報技術を活用した農業の効率化と負担の軽減を実現するための普及指導を実施する。また、農業協同組合支店単位の研修会の開催等を神奈川県農業技術センター等の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、近年は年間5人程度で推移している。今後、地域の農業生産を維

持・拡大していくためにも、将来にわたり地域農業の新たな担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人倍増するという新規就農者の確保・定着目標や神奈川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においても計画的に新規就農者が確保できるように努める。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の新規設立並びに既存法人への支援を図る。なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験を活かし、意欲的な者については積極的な支援を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

平塚市及びその周辺市町村の他産業従業者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働日数（主たる従事者1人あたり従事日数175日以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者の主たる従事者の目標の45%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

年間農業所得	250万円（主たる従事者1人あたり）
年間労働時間	175日（1,400時間程度）（主たる従事者1人あたり）

(3) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、農業を担う者である認定農業者制度と認定新規就農者制度の認定を受けた者等に対する支援制度を活用するとともに、県の支援体制と湘南農業協同組合と連携し、研修、指導及び相談等の対応等に取り組む。

新たに農業経営を営もうとする青年等や、確保・育成していくためには就農相談から就農・経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に向けて、地域サポート計画を作成し体制を明らかにしたうえで、農地については農業委員会・農地利用集積円滑化団体・農地中間管理機構による紹介、技術・経営面においては神奈川県農業技術センターや湘南農業協同組合等が重点的な指導を行う。さらに、市内で新規就農を経験した者を中心に、経営に対する相談できる体制を構築し、経営体のコミュニティの確立を推進する。地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型につ

いてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト ＋水稲	<作付け面積> 半促成トマト 0.4 抑制キュウリ 0.4 水稲 0.5 計 1.3 <経営規模> 施設用地 0.5 水田 0.5 計 1.0	<資本装備> 硬質プラスチック ハウス 4,000m ² 自動カーテン装置 暖房設備 灌水設備 自動防除設備 管理作業機 パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 籾摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・受委託による苗生産の省力化 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
② 施設キュウリ ＋水稲	<作付け面積> 半促成キュウリ 0.4 抑制キュウリ 0.4 水稲 0.8 計 1.6 <経営面積> 施設用地 0.5 水田 0.8 計 1.3	<資本装備> 大型温室 4,000m ² 自動カーテン装置 暖房設備 灌水設備 自動防除設備 管理作業機 パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 籾摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・受委託による苗生産の省力化を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
③ 施設イチゴ ＋水稲	<作付け面積> イチゴ 0.3 メロン 0.3 水稲 0.6 計 1.2 <経営面積> 施設用地 0.4 水田 0.6 計 1.0	<資本装備> 硬質プラスチック ハウス 3,000m ² 自動カーテン装置 暖房設備 灌水設備 自動防除設備 管理作業機 冷蔵庫 パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 籾摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・受委託による苗生産の省力化を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
④ 施設軟弱野菜 ＋水稲	<作付け面積> コマツナ 1.0 水稲 0.7 計 1.7 <経営面積> 施設用地 0.5 水田 0.7 計 1.2	<資本装備> ビニールハウス 3,000m ² 自動カーテン装置 暖房設備 灌水設備 防除設備 管理作業機 保冷库 パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 糶摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・受委託による苗生産の省力化を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
⑤ 露地野菜 ＋水稲	<作付け面積> ナス 0.3 ネギ 0.3 ブロッコリー 0.3 エダマメ 0.3 キュウリ 0.3 サツマイモ 0.5 サトイモ 0.5 ホウレンソウ 0.3 水稲 0.8 計 3.6 <経営面積> 畑 1.4 水田 0.8 計 2.2	<資本装備> トラクター 管理作業機 動力噴霧器 トラック パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 糶摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・受委託による苗生産の省力化 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑥ 温室バラ	<p><作付け面積> バラ 0.34 計 0.34</p> <p><経営面積> 施設用地 0.6 (水田) (0.2) 計 0.8</p> <p>※所有小規模水田は、作業委託方式とし、経営面積はカウントしないものとする。</p>	<p><資本装備> 硬質フィルムハウス 1,700m² ガラス温室 1,700m² 自動カーテン装置 暖房設備 灌水設備 自動防除設備 冷蔵庫 作業所 トラック パソコン 他</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応</p> <p>・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化</p> <p>・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保</p> <p>・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用</p> <p>・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。</p> <p>・機械化による労働時間の短縮を図る。</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</p>
⑦ 温室鉢物	<p><作付け面積> 鉢物 0.20 シクラメン 鉢花 他 計 0.20</p> <p><経営面積> 施設用地 0.4 (水田) (0.2) 計 0.6</p> <p>※所有小規模水田は、作業委託方式とし、経営面積はカウントしないものとする。</p>	<p><資本装備> 硬質フィルムハウス 1,000m² ビニールハウス 1,000m² 自動カーテン装置 冷暖房設備 灌水設備 自動防除設備 遮光装置 堆肥舎 作業所 トラック パソコン 蒸気消毒機 他</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応</p> <p>・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化</p> <p>・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保</p> <p>・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用</p> <p>・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。</p> <p>・機械化による労働時間の短縮</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</p>
⑧ 洋ラン (切り花)	<p><作付け面積> ファレノプシス 0.20 計 0.20</p> <p><経営面積> 施設用地 0.4 計 0.4</p>	<p><資本装備> 硬質フィルムハウス 2,000m² 自動カーテン装置 冷暖房設備 灌水設備 自動防除設備 遮光装置 作業所 パソコン トラック 蒸気消毒機 他</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応</p> <p>・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化</p> <p>・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保</p> <p>・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用</p> <p>・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。</p> <p>・機械化による労働時間の短縮を図る。</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</p>

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑨ 落葉果樹 ＋水稲	<作付け面積> カキ 0.8 ブドウ 0.5 水稲 0.6 計 1.9 <経営面積> 樹園地 1.3 水田 0.6 計 1.9	<資本装備> 果樹棚 防鳥防虫ネット 防除機具 乗用草刈り機 動力噴霧機 トラック 耕耘機 作業所 倉庫 パソコン 以下5人での 共同利用 トラクター 田植え機 コンバイン 乾燥設備 糶摺り機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパートによる労力の削減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
⑩ 酪農	<作付け面積> 経産牛 40頭 育成牛 18頭 <経営面積> 飼料畑 1.6 用地 0.1 (水田) (0.2) 計 1.9 ※所有小規模水田は、作業委託方式とし、経営面積はカウントしないものとする。	<資本装備> 成牛舎 410m ² 育成舎 90m ² 堆肥舎 90m ² 天日乾燥施設 410m ² サイロ 浄化水槽 パソコン ダンプトラック バンクリーナー パイプラインミルクカー バルククーラー 以下5人での共同利用 トラクター フロントローダー コーン・ハーベスター ブロード・キャスター プランター スプレイヤー マニユア・スプレッター ローラー 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・軽作業についてのパート雇用(酪農ヘルパーの利用) 従事者の確保を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑪ 肉用牛	<作付け面積> 肥育牛 40頭 繁殖和牛 30頭 <経営面積> 用地 0.2 (水田) (0.2) 計 0.4 ※所有小規模水田は、作業委託方式とし、経営面積はカウントしないものとする。	<資本装備> 牛舎 (繋ぎ飼い式) 735m ² 堆肥舎 120m ² 飼料攪拌機 ダンプトラック ボブキャット 自動換気装置 パソコン 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・軽作業についてのパート雇用従事者の確保を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
⑫ 養豚	<作付け面積> 繁殖雌豚 100頭 種雄豚 10頭 <経営面積> 用地 0.5 (水田) (0.2) 計 0.7 ※所有小規模水田は、作業委託方式とし、経営面積はカウントしないものとする。	<資本装備> 分娩舎 250m ² 休憩舎 210m ² 肥育舎 920m ² 堆肥舎 90m ² 飼料タンク 自動給餌機 浄化槽 コンポスト化施設 トラック 動力噴霧機 小型ショベル 秤 パソコン 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・休日制の導入 ・軽作業についてのパート雇用従事者の確保を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

[組織経営体]

経営類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	<作付け面積> 水稻 20 作業受託 2.0 計 22.0 <経営面積> 水田 20 計 20	<資本装備> トラクター 2台 自脱型コンバイン 2台 乗用型田植え機 2台 乾燥機(3t) 2台 施肥は種機 は種プラント 育苗ハウス 390m ² 貯留タンク 1.5t 穀粒選別調製機 防除機 パソコン 他	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・パソコンによる雇用管理(給与計算等)や顧客管理の効率化 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消費ルート確保 ・農業技術センター提供の気象情報や市況情報などの利用 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、本市における主要な営農類型について先に示した効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標に準ずるものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関して、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
25%	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」とは、概ね10年後の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地利用面積(所有権に基づくもの、利用権または農地中間管理権に基づくもの、農作業受託によるものの合計)とする。
- 2 農作業受託とは、「水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業」を3作業以上実施しているものとする。
- 3 シェアの目標の算出基準となる面積は、本市農業振興地域内における農用地面積とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、水稲、野菜、花卉、酪農、養豚及び果樹等との複合経営を主体とする経営が盛んであり、認定農業者への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあることから、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んで行くことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくること懸念される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用・集積を推進するため、農地中間管理事業等の実施を積極的に図っていく。

(3) 関係団体との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 地域農業経営基盤強化促進計画
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とする事が適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとする。また、農業生産法人にあつては、農地法第2条第3項第2号のニに定める常時従事者たる構成員についての要件を満たしていること。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、平塚市農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条又は法第7条第1号に掲げる事業実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長との遵守すべき事項を定めることにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受

けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

- ① 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- ② 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を、農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 市は、下記（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 平塚市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請する事ができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係わる地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式に

より農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる湘南農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画に定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による平塚市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、湘南農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律

関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後について、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下、「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有部分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、平塚市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を、平塚市公告式条例（昭和２５年８月２５日条例第２１号）第２条第２項に規定する揭示場（以下「本市の揭示場」という。）への揭示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、平塚市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の掲示場への掲示により公告するものとする。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

(14) 経過措置

地域計画の策定された地域及び、令和7年3月31日以降に権利移動を伴うものについては、農地中間管理事業を利用する。

なお、本構想が策定された後に農地中間管理事業を希望する場合には、利用権及び中間管理権の設定を妨げない。

利用権設定等促進事業によって権利移動が交わされていたものについては、その期間が終了するまで効力を有する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

- (1) 市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。
- (2) 市、平塚市農業委員会、湘南農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 地域農業経営基盤強化促進計画

市、平塚市農業委員会、湘南農業協同組合、土地改良区及び湘南地域担い手育成総合支援協議会等は連携して、地域計画の策定を通じて、地域の合意形成を図りながら、農業を担う

者への農用地の集積を加速する。

地域計画の作成は、農林水産省統計に使われる旧市町村単位で区域を設定し基盤法の規定に基づき市街化を除く土地を基本とし農業委員会が所有している農地台帳上で農業の利用に供されるとされる土地に対して、既存の実質化された人・農地プランなどの状況を勘案して区域を設定する。

協議の場の設定においては、地域の農業を担う者等の農業者と関係機関と組織し、開催に当たっては公に掲載し、開催の日時等を周知する。

市は、地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う事とし、地域計画に基づいて農地中間管理権等の設定が行われているか管理を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号に定める様式の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受ける事ができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23

条第1項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受ける事、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
 - ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
 - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。
 - ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、平塚市農業委員会、湘南農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、湘南地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
- 市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。
- ア 湘南農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農作業の受委託のあっせん等
- 湘南農業協同組合は、農業機械銀行方式を活用し、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
- また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用体制を整備し強化する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

神奈川県立かながわ農業アカデミーや神奈川県農業技術センター、湘南農業協同組合等と連携しながら就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報や研修の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生等の青年世代が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう関係機関と相互に連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって神奈川県立かながわ農業アカデミーや神奈川県農業技術センター、農業委員、農業経営士、湘南農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップの状況等を・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域内での話し合いを通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、湘南農業協同組合や地域農業者と連携し、販路に関するアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる営農指導に限らず、湘南農業協同組合が経営する直売施設への出荷の促進、湘南地域担い手育成総合支援協議会を通じた他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善経営計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、給付金や資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定

を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供、就農相談、営農技術及び経営ノウハウの習得については神奈川県立かながわ農業アカデミー等、就農後の営農指導等フォローアップについては神奈川県農業技術センター、湘南農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、利用権及び農地中間管理事業を推進する事で、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、平塚市農業委員会、神奈川県農業技術センター等、湘南農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

検討結果に基づき、認定農業者や認定新規就農者といった地域の農業を担う者たちが、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を継続的に行い、関係機関・団体が一体となり、合意の下に継続的な営農活動を行えるように、地域の実情に即した計画の作成・運用を推進し農地中間管理事業の推進を行い、農用地の効率的な推進を行う。

② 農業委員会等の協力

平塚市農業委員会、湘南農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、湘南地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月1日から施行する。

別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定されている地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である者を除く。対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間又は残存期間	<p>1 原則として利用権が設定される日からその日の属する年の3年以上(農業者年金制度及び農地保有合理化促進事業関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でないと認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、3年以内の存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>
② 借賃の算定基準	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1及び2の規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
③ 借賃の支払方法	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>
④ 有益費の償還	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存続期間又は残存期間</p>	<p>I の①に同じ。</p>
<p>② 借賃の算定基準</p>	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の2に同じ。</p>
<p>③ 借賃の支払い方法</p>	<p>I の③に同じ。</p>
<p>④ 有益費の償還</p>	<p>I の④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

<p>① 存続期間又は残存期間</p>	<p>Iの①に同じ。</p>
<p>② 損益の算定基準</p>	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除する事により算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
<p>③ 損益の決済方法</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者をいう。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>④ 有益費の償還</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払い方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は、失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

<参考様式> (第4の1 (1) ⑤関係)

確約書例

平塚市長 様

名 称

代表者名

所 在 地

電 話

担当：

〇〇(会社名等)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条により農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のことを確約します。

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 別表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行います。

2 新たに賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる農地がある場合で、この確約書の内容と同じ条件を承諾する場合には、別表に追加します。

(地域の農業における役割分担)

第2条 当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動には、特段の事情のない限り参加します。

2 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等(以下「貸付農地等」という。)が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守します。

3 法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、耕作又は養畜の事業に常時従事します。

(事業の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 市に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況について、市が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後 すみやかに報告します。

(実地調査等)

第4条 貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査や聞き取り等による調査に応じます。

(確約に違反した場合の措置)

第5条 この確約書のいずれかの定め抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに市にその旨を連絡し、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じます。

2 前項の定めによる対応策を講じず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての貸貸借又は使用貸借を解除するものとするに意義ありません。

3 前項により貸貸借又は使用貸借を解除するときは、市と協議します。

4 第2項の解除に当たっては、解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面を、市及び解約等の許可手続を行うため、農地法第18条第6項の規定による届出を平塚市農業委員会に提出します。

(原状回復)

第6条 前条の定めによる貸貸借又は使用貸借に係る契約が解除若しくは解約された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、返還します。

(その他)

第7条 この書面に記載されている事項のほか、農業経営基盤強化促進法第19条により公告された農用地利用集積計画の記載事項に従います。

